特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

(税込み・配送料実費)

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和5年 R (2023年) 日 (月)

No. 15887 1部377円 (税込み)

> 発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

Ħ 次

☆主要判決全文紹介[知財高裁][上]……(1)

主要判決全文紹介

≪知的財産高等裁判所≫

審決取消請求事件

(「雷鋳管の製造方法及び電鋳管|特許無効審判審決取消訴訟) [上](全2回)

- 令和3年(行ケ)第10140号、令和4年11月16日判決言渡ー

裁判所は、取消事由1(訂正要件に関する判断の誤り)の有無について、本件発明5及び9の訂正は、本 件明細書に記載した事項の範囲内であるとして、理由なし、とし、取消事由5 (明確性要件違反に関する判 断の誤り)について、本件発明6及び訂正された発明9は特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されて いる場合(プロダクト・バイ・プロセス・クレーム)に該当し、本件発明6及び訂正発明9の電鋳管の構造 又は特性により特定する際不可能・非実際的事情が存在するときに限られるところ、被告はこのような事情 が存在しないことを認めている。この点から、本件発明6及び訂正発明9は明確であるということはできない、 として、取消事由5は理由があり、とした。請求項6及び請求項9を除いた請求項1及び請求項5は、取消



弁理士法人

Asamura IP

〒140-0002

東京都品川区東品川2丁目2番24号天王洲セントラルタワー

電話: 03-5715-8651 (代)

asamura@asamura.jp www.asamura.jp

弘男 所 長 弁護士 会長 弁理士 金 浅 林 後 藤 晴 弁理士 池 \blacksquare 幸 弘 **莽糧主** 水 本 義 光 塚 貴 弁理士 大 岡田 幹卓 生 克久裕 弁理士 亀 弁理士 江森 白 則司之登 宏 篠 弁理士 弁理士 余 弁理士 岩 見 晶 啓 橋 本 弁理士 松 宮 Ш 博 弁理十 尋 統 弁理士 中 弁理十 伊 藤 由 里 弁理十 \blacksquare 中 祐 子 弁理士 林 佳 鉐 中国弁護士 鄭

相談役 弁理士 浅 弁理士 井 上 洋 弁理士 望 月 良 次 之郎 弁理士 畑 中 孝 郭 裕 弁理士 浅 弁理士 北 Ш 亮 裕 弁理士 水 野 宣 弁理十 誾 菊

弁理士 山 下 弁理士 村 克 彦 八路麻 山削 子理 弁理士 平 喜 弁理士 弁理士 田 続 誠 弁理士 原 亮 太 弁理十 大日方 和

ASAMURA LAW OFFICES

浅村法律事務所 電話: 03-5715-8640(代) law@asamura.jp www.asamuralaw.jp

所長 葬爨主 浅村 昌 弘

群選主 **後藤晴男**

弁護士 松 川 直 樹

弁護士 和田研史